

平成30年5月度 小山町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年5月10日（木）
午前 9時00分から12時00分

2. 開催場所 小山町役場2階 大会議室

3. 出席委員 18名
会長 11番 遠藤博雄
職務代理 10番 岩田正治
委員 1番 池谷国光
2番 秋田 敬
3番 小見山益彦
4番 遠藤 豪
6番 岩田和男
7番 鈴木陽一
8番 池谷崇徳
9番 山口正宏
①番 山崎安雄
②番 湯山直文
③番 岩田好弘
④番 鈴木元雄
⑤番 小野 巍
⑥番 高村欣治
⑧番 田代光克
⑨番 勝俣 章

4. 欠席委員 5番 天野伸春
⑦番 渡辺弘行

5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

6. 農業委員会事務局職員
事務局長 前田 修
安部将彦

室伏智明
日比野友樹
小山田光

7. 会議の概要

(1) 会長あいさつ (遠藤会長)

稻作の繁忙期にお集まりいただきましてありがとうございます。

今年度岐阜県にて開催される、第20回米・食味分析鑑定コンクールでは、小山町から30点程出品し、機運を盛り上げて参りましょう。また、昨年度の受賞結果から上位は極めて僅差であります。2年後に小山町で同コンクールが開催されたときには、ぜひ小山町から金賞を出したいものであります。

今月も慎重審議の程よろしくお願ひ致します。

(2) 議事録署名委員の指名

1番 池谷国光委員、 2番 秋田敬委員の両名を指名した。

(3) 議 事

・議事第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 整理番号1から説明する。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

譲渡人が仕事の都合により農地を手放そうと考えていた折、譲渡人は稻作の生産による農業経営の拡大を考えていたため、今般の申請に至った。

審査基準に移る。農機具の所有状況や、所有している農地を世帯員2名で農作業に従事している点から、今回取得農地を含めて効率的に利用・耕作を行なうと認められると判断。また、譲受人の世帯員全体で2月から11月にかけての従事期間となるため、常時従事すると判断。さらに、権利取得後の耕作の事業に供する農地の合計面積は75aであるため、小山町農業委員会が定める下限面積を超える。以上のことから、許可相当と判断した。申請地について、申請者は稻作を行なう計画である。

(池谷国光委員)

少々売買価格が高いようにも感じたが、両者了解済みということで問題ないと考える。

採決：全員賛成により可決

続いて整理番号2の説明に移る。

【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

譲渡人は相続により申請地を取得したが、町外に住まいがあり耕作に供することができない為、隣接地の所有者である譲受人に売却したい意向であ

るという。

審査基準に移る。農機具の所有状況や、所有している農地を世帯員2名で農作業に従事している点から、今回取得農地を含めて効率的に利用・耕作を行なうと認められると判断。また、譲受人の世帯員全体で合計500日の従事日数となるため、常時従事すると判断。さらに、権利取得後の耕作の事業に供する農地の合計面積は154aであるため、小山町農業委員会が定める下限面積を超える。以上のことから、許可相当と判断した。申請者は申請地について、畑として利用し里芋やショウガなどを栽培する計画であるとのことです。

採決：全員賛成により可決

・議事第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

譲受人は町外に住んでいるが、週に1度申請地近くの実家に訪れるという。以前は住宅の前の車道に路上駐車していたが、今回の申請により駐車場を確保したい意向である。申請地は、鉄道の駅から300m以内に位置しているため、市街化の傾向が著しい農地であるため、第3種農地と判断致しました。現状のまま使用するため、特に工事等は行わないことあります。申請地は不整形地であり、狭小であるため、転用の目的通り転用すると判断致しました。原則許可である第3種農地であることや、一般基準を満たしていると考えられるため、許可妥当であるとの判断に至った。

採決：全員賛成により可決

・議事第17号 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について

(会長) 事務局の説明を求める。

(事務局) 申請者は小山町用沢の梶氏。亡くなったのは父上。適用を受けようとする土地は小山町用沢字大畠ヶ309番地の1、309番地の4、311番地の2、小山町用沢字四方畠582番地の1の4筆。地目は字が大畠ヶの3筆が田、字が四方畠の1筆が畠であり、4筆の合計面積は4,615m²である。今後引き続き農業経営を行うことに関しては、農業を継続していくとのこと。

(遠藤豪委員)

申請者は御殿場農協にお勤めで、亡くなられたお父様は大変に篤農家でありました。適用を受けようとしている土地は現在も申請者が耕作しており、今後も耕作していくことが認められると考えます。

採決：全員賛成により可決

(4) 報告・協議事項

①農地法に係る届出等報告

- ・「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届け出について」
(会長) 事務局より説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

申請人は届出地について相続で得た。工事等行なわずに、届出地を駐車場として利用する計画書を提出している。

(池谷国光委員)

現在砂利を敷いて利用しており、農地としては使わないことが見込まれる。隣接地の方の情報によると、届出地は日影にもなるため地目の通り利用するのは難しいとのことであった。

- ・「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届け出について」
(会長) 事務局より説明を求める。

(事務局) 【議案書・順次、申請者、土地表示、図面の説明】

都市計画道路の開通に伴い、届出地は残地となる。届出地は道路に面することになり、面積も縮小される。届出地の隣接地に住む譲受人に所有権を移転し、駐車場として利用する計画書を提出している。

- ・B分類農地の非農地化に関する手続きについて

②部会報告 なし

- ・農業振興部会…新品種への取り組みについて

　└水稻に限らず、遊休農地の解消に一役買いたい

- ・農業政策部会…市民農業者制度について

　└下限面積の検討

③農業団体報告

農協…・茶工場が5月8日から稼働予定。

- ・Aコープ小山店が6月30日に閉店予定。それに伴い、道の拡幅工事等が行われる。

共済…5月23日に総代会が開催されるため、情報提供を行なう

③その他

- ・中間管理機構を活用した土地改良関連事業について
- ・町外企業の農業経営規模拡大に伴う農地の問い合わせについて
(品目: クレソン)
- ・納税猶予適用者リストの配布について
- ・レツツ5ファームについて (健康増進課より)

(7) 閉 会 会長職務代理 岩田 正治 委員

この議事録は、事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

農業委員会会長

遠藤博之

議事録署名委員

池谷国光

議事録署名委員

秋田 敏